



AI/TOKUSHIMA

令和7年度第1回徳島県
西部地域医療構想調整会議

資料6

令和7年7月28日

紹介受診重点医療機関の選定について

徳島県保健福祉部医療政策課

外来医療の機能の明確化・連携

1. 外来医療の課題

- 患者の医療機関の選択に当たり、外来機能の情報が十分得られず、また、患者にいわゆる大病院志向がある中、一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じている。
- 人口減少や高齢化、外来医療の高度化等が進む中、かかりつけ医機能の強化とともに、外来機能の明確化・連携を進めていく必要。

2. 改革の方向性

- 地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に向けて、データに基づく議論を地域で進めるため、
 - ① 医療機関が都道府県に外来医療の実施状況を報告（外来機能報告）する。
 - ② ①の外来機能報告を踏まえ、「地域の協議の場」において、外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議を行う。
- ①・②において、協議促進や患者の分かりやすさの観点から、「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関（紹介受診重点医療機関）を明確化
 - ・ 医療機関が外来機能報告の中で報告し、国の示す基準を参考にして、地域の協議の場で確認することにより決定

➡ 患者の流れがより円滑になることで、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師働き方改革に寄与

かかりつけ医機能を担う医療機関



かかりつけ医機能の強化
(好事例の収集、横展開等)

紹介受診重点医療機関



病院の外来患者の待ち時間の短縮、勤務医の外来負担の軽減、医師働き方改革

紹介

逆紹介

外来機能報告、「地域の協議の場」での協議、紹介患者への外来を基本とする医療機関の明確化

＜「医療資源を重点的に活用する外来」＞

- 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来（悪性腫瘍手術の前後の外来 など）
- 高額等の医療機器・設備を必要とする外来（外来化学療法、外来放射線治療 など）
- 特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来 など）

紹介受診重点医療機関について

○ 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関（紹介受診重点医療機関）を明確化する。

① 外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、

② 「地域の協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。

※ 紹介受診重点医療機関（一般病床200床以上の病院に限る。）は、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。

【外来機能報告】

○ 「医療資源を重点的に活用する外来（重点外来）」等の実施状況

- ・ 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
- ・ 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
- ・ 特定の領域に特化した機能を有する外来

○ 紹介・逆紹介の状況

○ 紹介受診重点医療機関となる意向の有無

○ その他、地域の協議の場における外来機能の明確化・連携の推進のための必要な事項

【地域の協議の場】

① 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準（※）を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、紹介率・逆紹介率等も参考にしつつ協議を行う。

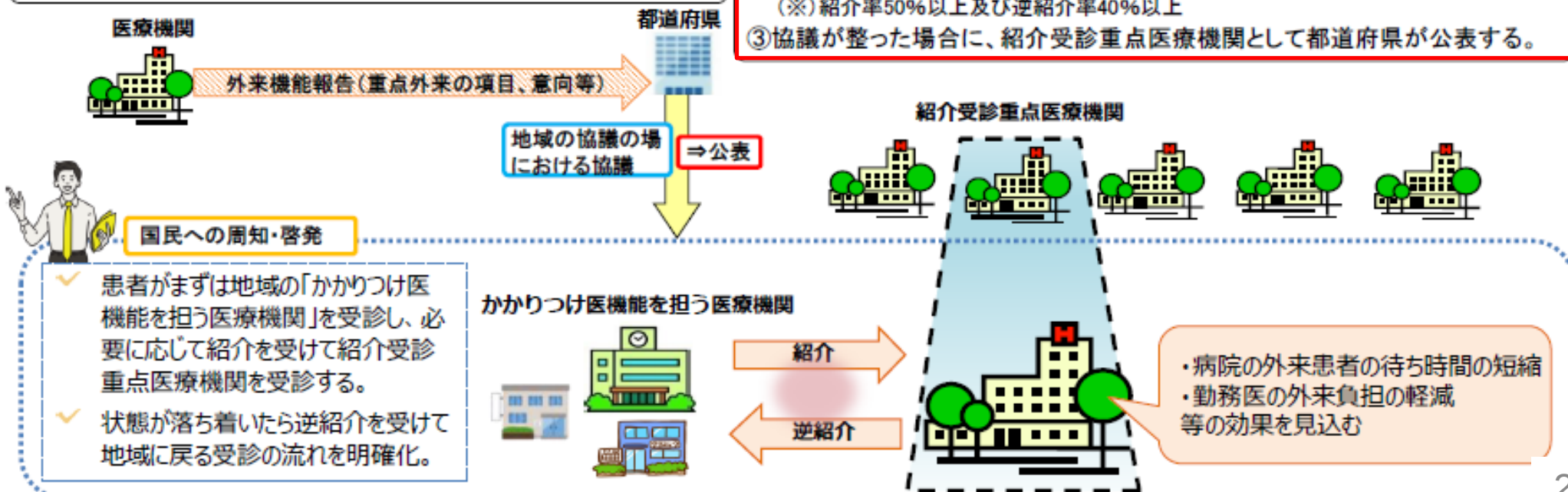
（※）初診に占める重点外来の割合40%以上 かつ

再診に占める重点外来の割合25%以上

② 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たさない医療機関であっても、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関については、紹介率・逆紹介率等（※）を活用して協議を行う。

（※）紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上

③ 協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。



紹介受診重点医療機関に係る診療報酬等について

- 「紹介状なし」で受診した患者等からの「**特別料金（定額負担）**」徴収義務
 - ・ 医科 初診：7,000円以上 再診：3,000円以上
- 「**紹介受診重点医療機関入院診療加算**（入院初日に800点）」
 - ・ 紹介受診重点医療機関に入院する患者について、入院初日限り加算
 - ・ 特定機能病院入院基本料や、地域医療支援病院入院診療加算は別に算定できない
- 「**連携強化診療情報提供料**（月1回150点）」
 - ・ 他の保険医療機関から紹介された患者について、求めに応じ、患者の同意を得て、診療情報を提供した場合に、患者1人につき月1回算定

一般病床
200床未満
は対象外

紹介受診重点医療機関の選定・公表

- ・「**外来機能報告（※）**」の**結果**に基づき、「地域医療構想調整会議」で協議を行い選定
（※）重点外来の実施状況、医療機関の意向の有無 等
- ・選定に当たっては、**医療機関の「意向が第一」**であるが、**基準（※）の適合状況**等を踏まえ議論を行うことが必要
（※）基準：初診に占める重点外来の割合40%以上 かつ 再診に占める重点外来の割合25%以上
（※）参考水準：紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上
- ・協議が整った医療機関については、**県が公表**

外来機能報告制度を活用した紹介受診重点医療機関に係る協議の進め方

		意向あり	意向なし
紹介受診重点外来の基準	満たす	1 紹介受診重点医療機関 * 「外来医療に係る地域の協議の場」での確認	2 「外来医療に係る地域の協議の場」での協議
	満たさない	3 「外来医療に係る地域の協議の場」での協議	

令和6年度「外来機能報告」の結果

① 基準を満たし、意向がある医療機関

	選定状況 (R7.4.1)	医療機関名	病床数	基準 (初診40%以上かつ再診25%以上)	参考水準 (紹介率50%かつ逆紹介率40%以上)	意向	備考
1	選定済	徳島県立三好病院	206	○ 初診66.7% 再診31.2%	○ 紹介率91.7% 逆紹介率134.2%	○	地域医療支援病院

② 基準を満たし、意向がない医療機関 (該当医療機関なし)

③ 基準を満たさず、意向がある医療機関

	選定状況 (R7.4.1)	医療機関名	病床数	基準 (初診40%以上かつ再診25%以上)	参考水準 (紹介率50%かつ逆紹介率40%以上)	意向	備考
1	選定済	ホウエツ病院	65	× 初診40.1% 再診8.7%	× 紹介率24.0% 逆紹介率35.9%	○	